

介護予防通所リハビリテーションとは・・・

◎通所リハビリテーション同様、施設に通っていただき、身体的機能の維持・改善を図り、できる限り日常生活での自立を支えるために必要なリハビリを行います。
また、レクリエーションや趣味などを通して交流を深め、自宅への閉じこもり防止、また生活意欲の回復を目指す場でもあります。

ご利用対象者

◎介護保険認定審査において「要支援（1～2）」と認定され、介護者が日中不在になる場合や、リハビリ・交流・入浴を希望される方が利用対象となります。

料金表

《一部負担金》		月 額
基本負担金	要支援1	2,053円
	要支援2	3,999円

※感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合、所定単位数の3%を加算

《利用料》		日 額	
基本利用料	食費（1食）	574円	
	日用品費	20円	
	教養娯楽費	20円	
	おむつ代（1点）	31円～170円	
	延長料金	1時間未満	500円
		2時間未満	1,000円
		3時間未満	1,500円
文書料	300円～8,000円		

《加算負担金》		月 額
科学的介護推進体制加算		40円/月
運動器機能向上加算		225円/月
□腔機能向上加算（Ⅰ）		150円/回
□腔機能向上加算（Ⅱ）		160円/回
月2回、原則3ヶ月		
栄養改善加算		
月2回、原則3ヶ月		200円/回
栄養アセスメント加算		50円/月
生活行為向上リハビリテーション実施加算		
開始から6か月以内		562円/月
□腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）		20円/回
□腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）		5円/回
6か月に1回限度		
選択的サービス複数実施加算（Ⅰ）		480円/月
選択的サービス複数実施加算（Ⅱ）		700円/月
若年性認知症利用者受入加算		240円/月
12ヶ月を超えた期間利用した場合		
要支援1		-20円/月
要支援2		-40円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）		
要支援1		88円/月
要支援2		176円/月
介護職員処遇改善加算		
（月の利用単位数×4.7%）円		
介護職員等特定処遇改善加算		
（月の利用単位数×2.0%）円		

ご利用地域

◎通所リハビリ・介護予防通所リハビリともに洋野町種市全域と久慈市の一部の方です。

ご利用人数

◎通所リハビリ・介護予防通所リハビリ合わせて1日30名まで。

ご利用時間

◎土曜日・日曜日を除く午前9時30分から午後4時30分までです。

送迎は、自宅から施設まで行います。

ご利用手続き

◎当施設においていただくか、出向くことができなくても担当者が家庭を訪問し、ご家族からご利用される本人のことをお伺いします。

※一部負担金・加算負担額は1割負担の金額です。本人等の所得によって2割負担・3割負担の場合があります。

※利用できるか悩んでいる方や、サービスの内容でわからないことなど何でも結構です。お気軽にお問合わせください。ご家族の相談とお手伝いに応じます。